佐久市・北佐久郡環境施設組合公告第 2 号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の要綱を準用する要綱（平成 26 年告示第 4 号）に基づき準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の規則を準用する規則（平成 26 年規則第 5 号）に基づき準用する佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

平成 30 年 5 月 16 日

佐久市・北佐久郡環境施設組合長　柳　田　清　二

１　入札対象工事

工事名 （発注課）	平成 30 年度 新クリーンセンター　法面保護工事 （ 佐久市・北佐久郡環境施設組合 事務局 ）
工事箇所	佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑
工事概要	法面保護工事 種子散布工　A=1,880 ㎡ 植生マット工　A=72 ㎡ 植生基材吹付工　A=1,380 ㎡ 法枠工　A=16 ㎡
工期	契約日から平成 30 年 9 月 28 日まで
備考	佐久市に準じて建設工事に係る全ての競争入札（随意契約を除く）の案件を対象として入札時において入札参加者から入札金額の内訳を記載した工事費内訳書の提出をすること。

２　入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記工事の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市・北佐久郡環境施設組合一般競争入札等参加資格及び業者選定取扱要綱（平成 26 年告示第 3 号）第 2 条第 1 号の規定により佐久市建設工事入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

(1) 有資格者名簿に登録されている業種ごとの等級格付	・佐久市の建設工事入札参加資格者名簿に「とび・土工・コンクリート工事」の登録があり、その等級格付がＡ・Ｂ級の者であること。
(2) 有資格者名簿に登録されている建設業許可区分	・とび・土工・コンクリート工事業について特定建設業又は一般建設業の許可を有していること。
(3) 配置技術者の資格等	・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・配置技術者は入札参加申請日以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。 ・その他準用する「佐久市建設工事の配置技術者について」に示す主任技術者等を配置できること。
(4) 本店等の所在地	・本店が組合組織市町（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）内にあること。
(5) その他	・建設業法第 27 条の 23 に規定する有効な経営事項審査の結果の通知を受けていること。 ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当する者でないこと。

３　入札の日程等

入札手続き等	期間　・　期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	平成 30 年 5 月 16 日（水）から 入　札　日　ま で	・佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページへの掲載、佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局 (佐久市役所 本庁３階)
入札参加申請受付	平成 30 年 5 月 16 日（水）から 平成 30 年 5 月 18 日（金）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第１号）」原本・副本　各１部とする。 ・佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局（佐久市役所 本庁３階）へ持参により提出のこと。（郵送は不可）
設計図書等の入手	平成 30 年 5 月 16 日（水）から 入　札　日　ま で	･佐久市･北佐久郡環境施設組合ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	平成 30 年 5 月 17 日（木）から 平成 30 年 5 月 21 日（月）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページからダウンロードすること。 ・質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局（佐久市役所本庁３階）へ持参。
回答の期日・方法	平成 30 年 5 月 23 日（水）以降	・佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	平成 30 年 5 月 28 日（月） 午前 10 時 00 分から（郵送不可）	・佐久市役所７階　７０１会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することができない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者１人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しＥメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、組合に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第 5 号）により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。	

入札参加資格確認書類の提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第 2 号）」 「配置技術者決定届（様式第 3 号）」 「建設工事に係る営業所専任技術者名簿一覧表」（様式第 6 号）及び「建設業許可申請に提出した専任技術者証明書（写し）」＊契約金額（税込）が、3,500 万円（建築一式は 7,000 万円）以上の場合のみ。 「有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し」 「現場代理人及び主任技術者等の通知」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の経歴書」 「主任技術者及び監理技術者の資格を証する書類」 「現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の雇用関係を証する書類」 及び組合が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局（佐久市役所 本庁 3 階）
入札結果の公表	・佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページにおいて公表する。

4　入札事項等

入札事項	・入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入した工事費内訳書を提出すること。また、入札後に詳細な内訳を求めることもある。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における最低制限価格制度実施要綱（平成 29 年告示第 65 号）を準用
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の 5 の納付を要する）
契約保証金	・契約請負代金額の 10 分の 1 の金銭的保証
前払金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成 17 年訓令第 56 号）の規定を準用
中間前払金	・佐久市工事の中間前金払いに関する取扱規程（平成 20 年訓令第 14 号）の規定を準用
部分払金	・佐久市財務規則第 138 条の規定を準用
入札の無効	・佐久市財務規則第 111 条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成 17 年訓令第 54 号）別記入札心得第 8 条の規定を準用
債務負担行為	・適用なし

５　その他の事項

・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び準用する佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、ご参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り組合組織市町（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）内に本社を有する業者又は組合組織市町内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

６　担当部課（問合せ先）

佐久市・北佐久郡環境施設組合 事務局
（長野県佐久市中込 3056 番地　佐久市役所内）
TEL　0267－62－2916（直通）　　FAX　0267－62－2289
Ｅﾒｰﾙ　info@sakukitasaku.or.jp